

1. 日時 平成 28 年 7 月 29 日（金） 15:00～17:00
  2. 場所 滋賀県庁北新館 3 階 中会議室
  3. 議題 （1）大津市北部クリーンセンター整備事業（建替え）に係る環境影響評価準備書について  
（2）その他
  4. 出席委員 市川会長、石森委員、浦部委員、鳥居委員、中井委員、平山委員、山崎委員
  5. 内容 （1）前回説明事項に対する説明および質疑応答  
（2）その他
- 

**【議事概要】**

**○議題（1）について**

**[事業者が前回指摘事項に対する説明を実施]**

（会長）

第 1 回審査会で出された意見に対して、審査会の後にも委員の先生方からいただいた意見も含めてご回答いただきました。

ただ今の資料 2 から資料 4 のご説明を踏まえて、改めて本事業の準備書について委員の皆様から事業者へのご質問、ご意見がありましたら、よろしくお願いたします。

（委員）

一番目の「問題がないから説明は省略する」という説明があったことについて、私が前回質問しましたが、「時間の関係で説明を省略しました。申し訳なかった」ではなくて、改めて説明はないのですか。そういう姿勢でなければならぬかと思えます。特に、「問題はない」とした点について、委員の質問では、かなり問題があるところが出ましたね。そうすると、時間の関係で説明を省略したところは説明しなければならぬかと思えます。うがった見方をすると、問題があるからあえて問題の説明をしなかったと取られたら、事業者としても困るでしょう。どうでしょうか。

（会長）

今後は十分注意をしてくださいということだと思いますので、よろしくお願いたします。

(事業者)

はい、ありがとうございます。

(委員)

別添資料⑧の7 - 12 - 19で、景観の代表点は、利用性と視認状況の変化の両方マルになるものを選んだとなっています。利用性の注釈で、「不特定多数の利用もしくは日常的な利用が考えられる」がマルで、上記以外がバツになっていますが、バツでは、利用されていないようなイメージになるかと思うので、横棒などがよいと思います。

(事業者)

ご指摘ありがとうございます。確かにバツとしてしまうと全くないように感じられますので、表記を改めたいと考えます。検討させていただきます。

(会長)

資料2の48番のドップラーライダのデータについて、別添資料⑩には6月のデータを付けられて、資料編には1年分を付けられるという説明でした。別添資料⑩には高度は50メートルを付けられていますが、資料編には50から400メートルまでを全部付けられるということですか。そうすると、8高度、12カ月で96枚になりますね。

(事業者)

はい、そのつもりです。

(会長)

分かりました。

(委員)

廃棄物について、別添資料⑨に赤字で追加していただきまして、ありがとうございます。ただ、全体的な感触としてまだ説明が大分粗いのではないかという印象を受けています。

まず予測方法で、発生量は安全側で見込んで計算したと書いて、計算条件が書かれていますが、この設定根拠を教えてください。どこかに安全側で見込んでいるというファクターがあると思いますが、その説明が書かれていないので、読み手側には何のデータかが分かりません。それと、高質ごみというキーワードが出ていますが、発生量の計算と何の関係があるのかが理解できません。

発生量の計算結果から適切な中間処理があつて最終処分できるという結論かと思いますが、この計算結果を受けて、どういう考えで適正に最終処分できるのかという説明を入れてほしいと思います。その2点について、ご説明をお願いします。

(事業者)

1日当たりの排出量に関しては、メーカーヒアリング等を重ねまして、こういったごみ質であればこれぐらいの排出量が出るだろうということを算出したものを用いております。高質ごみだけを出しても説明が分かりにくいと思いますので、低質ごみ、普通ごみ、高質ごみの場合の算出結果を表にまとめて、この数値を使ったということが分かるような表現に改めさせていただこうかと思えます。

(委員)

滋賀県内の焼却灰の発生量を見込むのですから、メーカーのデータを使うのではなくて、滋賀県のごみの排出量を考慮してこの計算をすべきだと私は理解しています。例えば、1日当たりの排出量は、メーカーで出た値ではなくて、「滋賀県の皆さんの1日当たりの排出量を踏まえて、このように計算をしました」といった説明のほうがよいと思えます。

そう考えると、高質ごみとは熱量に関するものですので、おそらく焼却灰の発生量を計算する上ではあまりきいてこないのではないかと思います。

(事業者)

ごみ質に関しては、大津市内でのデータを使い、焼却灰がどれぐらい出るのかに関しては、メーカーとのヒアリング等を通して算出した結果で示しました。資料を確認しまして、それらが分かるような表現に改めさせていただきます。

(委員)

説明が少し粗いと思えます。いろいろご検討されていますので、「滋賀県の状況を考えた上で、この数字はこのような理由で書きました。だから安全側で評価しています。これまでもよりも廃棄物の量が少なくなるから、適正な最終処分が約束できます。」など、丁寧に書いていただくとよいと思えます。

(事業者)

ありがとうございます。

(会長)

1日あたりのごみの焼却量とおよそのごみの組成が分かっているので、今回作る炉での灰になる割合から、灰の量が計算できるということですか。

(事業者)

はい。

(委員)

人口動態なども計算に入っていますか。

(事業者)

ごみ量に関しては、人口動態を加味しております。

(会長)

ごみを1日当たり175トン燃やすと、どのぐらいの灰になるかということが、ごみの成分と炉によって決まるのですね。

(事業者)

はい。

(会長)

この説明では、高質ごみの場合は灰の量が増えるようなイメージを持ちますが。

(事業者)

水分量が多いごみが低質となりますので、灰にはならない成分が多くなります。

(会長)

高質ごみのほうが出てくる灰の量は多くなるので、増える側、安全側になるという意味ですね。

(事業者)

はい。分かりやすい表現に改めたいと思います。

(会長)

分かりやすく書いてください。

(事業者)

はい、ありがとうございます。

(委員)

別添資料⑩について、住民説明会の中で、喜登呂川において過去に藻や悪臭が発生したという意見が出ていますが、いつどういう状況で起きたのか聞かせていただけますか。

(事業者)

敷地の図があるとよいのですが、ごみ焼却施設に対して調整池が設けられています。調整池はずっと空の状態が本来望ましいのですが、水位がある場合に藻などが繁茂したということと、これを触ったときに泥の臭いがしたことをおっしゃられたと考えています。実際には、ヘドロ等の掃除と水管理をしっかりしていけば、このような苦情は発生しないだろうと考えています。

(委員)

発生した藻が下流に流れたという状況ではなく、あくまで敷地の中の話ですね。

(事業者)

はい。越流はしないのですが、触ったときにどうしても臭いが漂ってしまいました。

(委員)

32番について、これは、今でも敷地の中にシカやイノシシが入ってきており、改築後もおそらく入ってくるであろうが、面積の増減がないから影響ないということだと理解していいですね。ということは、ここが餌場になって周辺にシカやイノシシを増やして外に出しているということです。周辺住民にしてみれば大きな迷惑で、なるべく餌場を減らしてくれということでしょう。この書き方では、施設をつくったらシカやイノシシにどうい影響があるか、シカやイノシシの数を減らさないためにどうしたらいいかという書き方になっています。今増え過ぎて困っているから、どうやって減らすか。一切シカやイノシシが入ってこられない状況をつくらなければいけないというのが普通ではないかと思います。そうすると、柵をしっかり作って、夜間にシカが餌取りに入ってくられないような状況を周辺住民のためにつくってほしいと僕は思います。これは違う内容にしてほしい。視点が全然違うところになります。

(事業者)

先生ご指摘のとおりです。実際に移植等も行いますので、イノシシやシカに対しては、可能な限り柵を設けたいところですが、そこを移動する動物のことなども関係するかと思っています。イノシシなどが来ないようにところに移植はしたいと思っていますので、先生ご指摘のとおり、可能な限り被害が出ないように管理できるような柵などが、可能であれば設けさせていただきたいと思います。

(会長)

もしその施設を管理して入ってこないようにすれば、周りにたくさん出るということは

ないのですか。

(委員)

それはあります。どちらにしても、何らかのかたちで捕獲しなければならない。おそらく県が一生懸命捕獲しているはずですので、それに対して餌をどんどん供給しているということでは困るということです。公共の施設が周辺に餌場をつくっているということは、やはりマイナスです。

(事業者)

今の状況をお話しさせていただくと、もう既に住民の方の持っておられる農耕地の周りには柵が張り巡らされており、その間を通过这个事業地に入ってきたりしています。基本的には農耕地のほうは皆さんが防がれている状況です。

(委員)

そうです。

(会長)

委員が言われたように、ここの回答としては、「この施設が餌場にならないような対策をします」というように答えていただければよかったですね。

(委員)

そういうことです。可能な限りね。

(会長)

それでは、回答の文章を改めていただけますか。

(委員)

芝地とかは餌場になりますから。

(会長)

今日ご欠席の委員からは何かご意見をいただいていますか。

(事務局)

資料2に関しては、意見はないということでご連絡いただいています。なお、資料全体についてご意見があれば、来週8月5日の金曜日までにいただきたいとお願いしています。

(会長)

分かりました。今日のところは特に意見はないということですね。

(事業者)

はい。今日のところについては、ご意見はいただけていません。

(会長)

それでは、今日の説明を踏まえて準備書に関するご意見はこれでよろしいでしょうか。  
1 番目の議題はこれで終えてよろしいですか。

## ○議題（2）について

(会長)

議事次第には「議題その他」とありますが、事務局から何かございますか。

### **【事務局から「滋賀県版環境影響評価技術ガイドについて」説明】**

(会長)

ただ今のご説明について委員の先生方からいかがでしょうか。

(委員)

今回は条例に基づく手引きと法に基づく技術ガイドの滋賀県版と両方を改訂するという  
ことですか。

(事務局)

今回、県で作業するのは県版技術ガイドの作成のみでございます。国の技術ガイドは、  
国が改訂中と聞いています。

(委員)

『滋賀県版環境影響評価技術ガイド』ということでタイトルであるものは、2 番の図で  
いくと手引きになるのですか。

(事務局)

はい。お手元に本をお配りさせていただきましたのが、現行の手引きです。

(委員)

この資料5の技術ガイドというのは、国のですか。

(事務局)

今回、県版の技術ガイドと名前を改めさせてもらおうと考えています。

(委員)

ややこしいですね。

(事務局)

ややこしくて申し訳ないのですが、前回の手引きは滋賀県環境アセスメント協会の著作で、著作権の関係で同じものがつくれません。それで全く新しく滋賀県版技術ガイドとして編纂していきたいと考えております。

(委員)

はい、分かりました。ややこしいですね。

(委員)

手引きだけれども、技術ガイドという名前ですか。

(事務局)

そうですね。滋賀県版技術ガイドです。

(委員)

文化財、伝承文化および気象については滋賀県が独自にとの説明でしたが、どのような点が独自ですか。

(事務局)

環境要素として文化財、伝承文化は国の環境アセスメントの中には存在しておりません。滋賀県独自の環境要素として盛り込んでございます。従いまして、今回、滋賀県版のガイドの作成に当たりましては国のガイドを引用することができませんので、この点について盛り込んでいくことを計画しております。

(会長)

見た目がややこしいので、例えば1ページの図の手引きのところに印を付けて、これを改訂するのだということを明記していただくほうが、委員の先生方も分かりやすいと思います。国の技術ガイドのタイトルが「技術ガイド」になっていて混乱するので、改訂の対



象は条例の手引きだという点をはっきりしていただくほうがいい。

(事務局)

はい。表現の仕方については検討させていただきたいと思います。ただ、改訂となると現行の著作権の絡みが出てきますので、改訂という言葉はつかえません。

(会長)

改訂ではないですね。

(事務局)

新たに作成するというかたちです。

(会長)

手引きに相当するものを新たにつくるということですね。

(事務局)

そうです。

(委員)

そうすると、文章を全部書き直すのですね。

(事務局)

はい。一からとなります。

(委員)

大変ですね。

(会長)

滋賀県が監修になっているから著作権はないのですか。

(事務局)

いいえ、ありません。

(会長)

編集のほうに著作権があるのですか。

(事務局)

所管課に確認をいたしまして、そういうことです。

(委員)

今、社団法人滋賀県環境アセスメント協会はあるのですか。

(事務局)

ありません。

(委員)

ないのですか。

(事務局)

はい。

(委員)

それでどうなるのですか。

(事務局)

10年ほど前に解散されたので、逆にいうと、これを改訂していただくという手続きが取れません。

(会長)

著作権は誰が持っているのですか。

(事務局)

解散の際に、解散登記の段階で明記がなければ国に移管されるということだそうです。

(委員)

ということは、国の許可があればそのまま使えるということですか。

(事務局)

そのまま使えることになります。

(委員)

そういうつもりですか。

(事務局)

いいえ、もう一から。

(委員)

やる。

(事務局)

はい。

(委員)

結構文章が書いてありますね。このイントロなど、全部書き直すのですか。

(事務局)

その点も今回いろいろと考えまして、ご提案させていただいていますとおり、今、現行版について、大気、水質など国の技術ガイドと重複している部分も盛り込まれておりますので、それら重複している部分についてはそのまま技術ガイドを参照していただこうと考えています。

(委員)

ということは、国を超えるようなガイドはつukらないのですか。

(事務局)

国を超える部分についてはつukります。

(委員)

そうではなくて、同じ項目の中で、水質に関しては厳しくするとか。琵琶湖がありますよね。

(事務局)

同じ項目の中、例えば、水質について琵琶湖に対する予測が盛り込まれていますので、そういう部分については、同じように作成を検討します。

(会長)

2ページの3番の(2)で、「蓄積された事例と最新の調査・予測技術の反映」とありますが、これはどのように入れ込むのですか。水質なら水質のところに入れ込むのか、事例

紹介のように章立てを改めるのですか。

(事務局)

滋賀県オリジナルの項目や手法等がありましたら、取捨選択をして盛り込みたいと考えています。

(会長)

環境省資料のパワーポイントの11ページに、環境省の技術ガイド改訂のポイントの一つとして「新技術への対応」と書かれていますね。滋賀県も新技術と書いていますが、例えば、今日のドップラーライダは、とても先進的な技術を使われています。今まではあまり使われておらず、ほぼトップを切って使っている技術ですので、おそらく国の技術ガイドに具体的にドップラーライダという言葉は出てこないと思います。滋賀県は先進的にやっていると思うので、大気の中でぜひ紹介していただきたいと思います。

(事務局)

そのようなオリジナルの部分については、反映できるようにしたいと思います。国の技術ガイドが秋公表とは聞いていますが、それ以上の情報はありません。国の技術ガイドを見て、その部分を除いてつくっていくこととなりますので、国の技術ガイドを見ながら考えていきたいと思っています。

(委員)

これは年度内の作業ですか。

(事務局)

国の技術ガイドを見ながら作業に入りたいと思っております。

(会長)

おそらく大変な作業だと思いますが、ぜひ頑張ってください。

(事務局)

ご協力をよろしくお願いいたします。

(委員)

今おっしゃった3番の(2)について、滋賀県条例の対象事業は現在まで14例ありますね。環境保全措置を明らかにした上で保全水準をクリアしているのですが、それがどう効果があったのか、なかったのかは審査会ではほとんど知ることができない。14件です

から、こういう環境保全措置をした場合は一定の効果があった、あるいはなかったなど、情報を集めてもらおうと、こういう保全措置をすれば実際に効果があるということが分かってくるので、参考にできるのではないかと思います。

(会長)

滋賀県では事後調査は結構されているのですか。

(事務局)

はい。法の制度化前に始めております。

(会長)

おそらく国では今まで事後調査はほとんどされていなかった。

(事務局)

規定がございません。

(会長)

もし事後調査の事例がたくさんあって、環境保全措置の効果があるか判断できるのであれば、そのようなところを章立てで入れていただければ、国より素晴らしいガイドになると思います。

(事務局)

ありがとうございます。作成に当たり検討させていただきます。

(会長)

今日は作ることを宣言されて、具体的にになれば、また審査会にかけるのですね。

(事務局)

そうです。

(会長)

分かりました。技術ガイドの話はよろしいでしょうか。もう一つあるのですね。

#### **[事務局から「福島沿岸風力発電構想における環境大臣意見提出について」説明]**

(会長)

放射性物質の事例が初めて出たということで紹介していただいたのですか。

(事務局)

はい。

(会長)

では、これは特によろしいですか。

[終了]